

山鹿市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに宇土市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月27日

山鹿市長 早田 順一

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

熊本広域行政不服審査会共同設置規約（令和4年山鹿市告示第114号）の一部を次のように変更する。

第1条中「山鹿市」の次に「、宇土市」を加える。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。